



第92回

民法改正 (2)

前回から民法改正をテーマとしていきます。今回は、総論として、改正の背景や理由、経緯などについてご説明しました。

今回から民法改正の各論として、改正の具体的内容についてみていきたいと思います。

各論の初回である今回は、消滅時効と法定利率について取り上げます。

消滅時効に関する改正

債権が行使されないまま一定期間が経過することでその債権が消滅する制度を消滅時効といいます。

この消滅時効に関して、時効期間及び時効の起算点について大きな改正がなされました。

現在の民法では、原則として「権利を行使することができる時から10年」で消滅時効が完成するとされています。

これに対し改正民法では、「権利を行使することができる時から10年」に加えて、「権利を行使することができることを知った時から5年」経過した場合にも消滅時効が完成するとされました。

この改正により、10年経過する前であっても権利行使できることを知った時から5年が経過すれば消滅時効が完成することになり、時効期間が短縮されています。

なお、現在の民法では、飲食店の代金や医師の診察料など債権の種類によって例外的に1年から3年の短期消滅時効が設けられているものがありました。

また、商事債権についても商法上の特則として5年の消滅時効が定められていましたが、今回の民法改正に伴い、短期消滅時効と商事消滅時効の制度はいずれも廃止されました。

企業の有する債権の多くは商事債権にあたり、これまで5年の消滅時効が適用されていました。前記のとおり商事消滅時効は廃止されたものの、商事債権は権利を行使することができる

時に権利行使可能であることを認識しているのが通常ですので、民法上の5年の消滅時効が適用されることとなります。

その結果、ほとんどの場合、改正の前後で時効期間が変わらないこととなります。

法定利率に関する改正

現在は、民事法定利率は年5%、商事法定利率は年6%の固定制ですが、低金利時代が長く続く現代の実態に沿わない等の理由から、改正されました。

改正の主な内容は、①利率を変動制にして3年に一度見直しをすること、②当初の利率は年3%に統一すること、です。

法定利率は「利息の定めはあがるが利率の定めがない」という場合に適用される利率ですが、債務不履行や不法行為に基づく損害賠償請求時の遅延損害金の算定にも適用されます。

法定利率が年3%に変更されれば、遅延損害金の金額は少なくなります。

なお、交通事故の後遺障害による逸失利益など、将来取得すべき利益に関する損害賠償を請

求する場合、その利益を取得すべき時までの利息相当額(中間利息)を控除する必要があります。

この中間利息の算定方法について、現在の民法では定めがありませんでしたが、実務上は年5%で計算されていました。

これに対し、改正民法では中間利息の算定に法定利率を用いることが明記され、年3%で計算されることになりました。

その結果、控除される中間利息が少なくなるため、請求できる損害賠償の金額は多くなります。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyoo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



H28.12 撮影

予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09